

東法連 ニュース

2024年
(令和6年)
2月号
第441号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : info@tohoren.or.jp



あいさつする瀬戸隆一
財務大臣政務官



あいさつする小林栄三
全法連・東法連会長



乾杯をする藤波一博
全国納税貯蓄組合連合会会長



あいさつする住澤整
国税庁長官



講演する吉村健佑氏



あいさつする小池百合子
東京都知事

令和6年新年賀詞交歓会が、全法連との共催により、1月23日、帝国ホテルで、来賓、会員あわせて約500名（うち東法連関係は約210名）が参加して開催された。

当日は、小林栄三全法連・東法連会長による新年のあいさつで開会。続いて来賓を代表して、瀬戸隆一財務大臣政務官及び住澤整国税庁長官があいさつ、乾杯は、藤波一博全国納税貯蓄組合連合会会長が行った。交歓会には、小池百合子東京都知事

や福利厚生制度協力会社の3社長らの来賓が列席した。

また、新年賀詞交歓会に先立ち、千葉大学医学部付属病院特任教授、産業医で全法連青連協健康経営プロジェクトアドバイザーの吉村健佑氏を講師に迎え、「法人会だからできる『健康経営』の推進―生産性の向上と上手な医療の使い方



国税庁長官納税表彰受賞者の左から
佐藤一也副会長、伴良二理事、
岩田利夫理事



財務大臣納税表彰の
加藤和夫元副会長



受章者の
齊藤政二副会長



叙勲・納税表彰受章祝典

た佐藤一也副会長（上野法人会会長）、伴良二理事（蒲田法人会会長）、岩田利夫理事（日野法人会会長）に贈呈された。なお、国税庁長官納税表彰受章の廣瀬隆博顧問（品川法人会元会長）は欠席された。

の演題で新春記念講演が行われた。続いて、叙勲・納税表彰受章祝典（主催・全法連）が開催され、受章者67名のうち列席された45名に小林会長から記念品が贈呈された。

東法連関係では、令和5年秋の叙勲で旭日双光章（納税功労）を受章した齊藤政二副会長（大森法人会会長）、財務大臣納税表彰を受章した、加藤和夫元副会長（青梅法人会会長）、国税庁長官納税表彰を受章した

新年賀詞交歓会
全国から約500名が参加して開催
新春記念講演は
「法人会だからできる『健康経営』の推進」

令和6年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

法人には朗報！ 交際費から除外される飲食費等の金額が

5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額は、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し(従業員への周知徹底など)が有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除率について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたい。子育て支援の実施により税額控除率が上昇されます。

継続雇用者給与総額	3%以上
	4%以上
	5%以上
	7%以上
控除率	10%
	15%
	20%
	25%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は「プラチナ」を超える「ばし」子育て支援は「プラチナ」を超える「みんが」要件
②従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	3%以上
	4%以上
控除率	10%
	20%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は「ばし」3段階目以上、「みんが」要件
③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向け

の措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	1.5%以上
	2.5%以上
控除率	15%
	30%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援は「ばし」2段階目以上、「子育て」支援は「みんが」認定が要件
上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス

課税は特許権譲渡等の取引による所得(つまり出口)に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産を譲渡した際の制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人については、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和7年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者や子供が2人いる場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。

②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

④設立以後5年末満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

円に引き上げられます。

①設立後5年以上20年末満の上場会社の株式で、上場後5年末満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④権利者が予約権に係る株式行使の日に、おいてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した住宅の住宅ローン減税に、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

①40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月ま

での間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事は、①住宅内における子ども事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・昇降床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円)を限度の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置(宅地等及び農地の負担調整措置)については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用業務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用業務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度の見直し

課税期間の初日においてP/Eを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについては80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 自動販売機特例の住所の記載

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…
 TIPS 税理士法人
 税理士 飯田聡一郎
 TEL 03-5336-3159
 FAX 03-5336-3154
 HP <http://www.jida-office.jp/>

東京法人会連合会

単位会の会員増強策・退会防止策に関する表彰受賞会が決定

組織委員会

冊子を作成予定であり、完成後各会の組織委員長あて配布し参考にしていただく。



あいざつする 齊藤政二委員長

令和5年度

第2回組織委員会(齊藤政二委員長・大森法人会)

長)が、12月12日、全法連会館で開催され、単位会の会員増強策・退会防止策に関する表彰の審査を行うとともに、令和5年度の会員勸奨状況について審議した。

最優秀賞は麻布法人会

表彰は昨年度に引き続き今回が第2回目であり、14単体会から応募があった。審査の結果、麻布法人会が最優秀賞に、特別賞に芝法人会、優秀賞に荻窪、豊島、江東西法人会が輝いた。表彰式は3月7日開催予定の組織委員会連絡協議会の席上で行い、併せて最優秀賞、特別賞の2会には表彰対象事例について披露していただく予定である。

また、各会の施策をまとめた

令和5年度 会員増強策 退会防止策に関する表彰受賞会

- 【最優秀賞】 麻布法人会
- 【特別賞】 芝法人会 (法人会順)
- 【優秀賞】 荻窪法人会 豊島法人会 江東西法人会

会員数は前年同月比で減少2千社を割り込む月が増加し改善傾向

東法連の令和5年10月末現在の会員数は約11万2千社で、前年同月比で1887社の減少となった。長期的な減少傾向は続いているものの、令和3年度は前年同月比5千社を超える減少が続いていたが、令和4年度3月以降は2千社以上の減少に留まってきた。今年度は減少数が2千社を割り込む月が増加しており改善傾向にある。

東京国税局課税第二部幹部との連絡協議会を開催

東法連は12月13日、全法連会館で、東京国税局課税第二部幹部との連絡協議会を開催した。

当日、東京国税局からは、漢昭弘課税第二部長、伴充次長、馬場光徳法人課税課長、宮下直士法人課税課長補佐ほか法人課税課職員が出席した。東法連からは、副会長8名と専務理事が出席した。



国税局側出席者



法人会側出席者

会議の冒頭、東法連の飯野光彦副会長(北沢法人会会長)、東京国税局の漢部長のあいさつの後、法人会、国税局双方の現状説明の内容に基づいて意見交換が行われた。

大法人を対象に 調査部所管法人セミナーを開催



解説する 鈴木友康氏

東法連は12月7日、ベルサール飯田橋駅前で令和5年度第1回調査部所管法人セミナーを開催し、約150名が参加した。第2回セミナーは2月20日に開催する。

第一部では、東京国税局調査第一部長の鈴木友康氏が「税務行政の現状と課題」を解説した。



参加者が熱心に解説を聞き入る様子。渡邊真倫江氏が「国際課税に関する実務上の留意点」と題し講演した。

東京国税局からのお知らせ

定額減税 特設サイト

国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイトを開設し、制度周知用パンフレット等を掲載(掲載情報は随時更新)しています。

